独立監査人の監査報告書

平成29年6月19日

国立大学法人東京大学 総 長 神 殿 五. 真

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 浩 明 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 濹 瞖 司 業務執行社員

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第39条の規定に基づき、国立大学法人東京大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、 連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結国立大学法人等業務 実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び連結附属明細書(関連公益法人等の計算 書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)について監査を行った。

連結財務諸表に対する総長の責任

総長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に 準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに 違法行為による重要な虚偽の表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために総長が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結財務該表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施

これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、総長が採用した会計方針及びその適用方法並びに総会まれる。 表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見 当監査法人は、上記の連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき 当監査法人は、上記の連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき 記載している部分を除く。)が我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の 会計の基準に準拠して、国立大学法人東京大学及び特定関連会社の財政状態、運営状況、キャッ シュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示して いるものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は 当国立大学法人が別途保管しております。